

静 情 審 第 37 号
平成 18 年 8 月 28 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 17 年 10 月 17 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

通院患者リハビリテーション事業運営協議会に係る協議内容の非開示決定に係る
異議申立て（諮問第 147 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が非開示とした通院患者リハビリテーション事業運営協議会の協議内容は、開示すべきである。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 17 年 8 月 3 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「通院患者リハビリテーション事業運営協議会（平成 17 年 5 月、7 月審査のうち特定非営利活動法人 〃の承認理由）」の開示を請求し、同日、実施機関は当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、「平成 17 年 5 月 13 日（金）開催の通院患者リハビリテーション事業運営協議会結果の内、通院患者リハビリテーション事業新規申請協力事業所一覧の特定非営利活動法人 〃に係る備考内容」「平成 17 年 7 月 8 日（金）開催の通院患者リハビリテーション事業運営協議会結果の内、通院患者リハビリテーション事業新規申請協力事業所一覧の特定非営利活動法人 〃に係る協議会意見内容」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成 17 年 8 月 12 日、実施機関は、本件公文書が条例第 7 条第 3 号アに該当するとの理由で非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 17 年 9 月 8 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 17 年 9 月 16 日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当法人は、毎年事業終了後 3 か月以内に事業報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書等を N P O 推進室に提出している。この報告書は第三者が自由に閲覧でき、公開しても当法人の利害・評価・活動には支障を及ぼさない。
- (2) 運営協議会は原則公開すべきである。公開することによって委員の質の向上が図れる。委員は通院リハビリテーション事業の要綱及び業務取扱手引等に精通していないと思われる。公開することによって要綱等との整合性が図れる。具体的には、平成 17 年 5 月 18 日障精第 69-1 号付け協力事業所登録適否決定通知書において、「通院患者リハビリテーション事業の訓練終了後、対象者の正式雇用の可能性が無いこと」が否決定の理由になっていたが、業務取扱手引によれば、「訓練の終了後、協力事業所との話し合いで正式雇用へと移行する場合もあると思

ますが、この移行を協力事業所に義務付けているものではありません。」と記載されている。否決定の理由に誤りがあると思うので、運営協議会の審議内容の公開を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通院患者リハビリテーション事業運営協議会の審議内容は、申請のあった法人等の事業所が協力事業所として適切であるかどうかを運営協議会の委員が審議した内容であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- (2) 運営協議会の審議内容を一律に第三者に開示することを認めると、協力事業所の評価や活動に支障が出るおそれがある。
- (3) 運営協議会における審議内容は、委員による検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容

通院患者リハビリテーション事業とは、精神障害者を一定期間協力事業所に通わせて、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等を習得するための社会適応訓練を行うことにより、社会的自立の促進を図り、精神障害者が社会に復帰できるようにすることを目的とした事業である。

協力事業所は、精神障害者に関する理解を持ち、その訓練に熱意を有する事業所で、知事の登録を受けたものであり、知事は、協力事業所として登録の申込みがあったものについて、通院患者リハビリテーション運営協議会（以下「運営協議会」という。）に意見を求め、運営協議会の審議結果を参考に登録の適否を決定している。

本件公文書は、特定非営利活動法人 が平成 17 年 4 月に行った協力事業所の登録申込みに対する平成 17 年 5 月 13 日開催の運営協議会及び当該法人が同年 6 月に行った登録申込みに対する同年 7 月 8 日開催の運営協議会についての審議結果を取りまとめたものである。当該公文書には、以下の情報が記載されている。

- ア 法人の名称、不承認の記述
- イ 代表者氏名、所在する市町名、管轄する保健所名
- ウ 作業内容、作業者の受入可能人数
- エ 不承認とした理由（平成 17 年 5 月 13 日開催分）
- オ 運営協議会の意見内容（平成 17 年 7 月 8 日開催分）

(2) 条例第 7 条第 3 号ア該当性について

実施機関は、本件公文書の内容を公にすることにより、申請のあった法人等の

権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、さらに、一律に第三者に開示することを認めることは、協力事業所の評価や活動に支障が出るおそれがあると主張しているため、条例第7条第3号アに該当するか検討する。

条例第7条第3号アは、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

ア 法人の名称、不承認の記述

本件の開示請求は、通院患者リハビリテーション事業における協力事業所として、登録の申込みを行った特定の法人が不承認となった理由を求めるものであるが、それに対応して本件公文書を特定し、当該法人の名称及び不承認の記述を開示すれば、その権利利益を害するおそれがあるかが問題となる。

法人の名称については、通院患者リハビリテーション事業の協力事業所として登録の申込みをしたことが公になると、精神障害者の社会適応訓練を実施する予定であることが明らかになり、一部住民の誤解や偏見から、当該法人が不当な圧力を受けるおそれがあると考えられる。

しかし、当該法人は、特定非営利活動法人であり、その登記において明らかのように、精神障害者の地域での生活を促進していくために、社会資源の設立、運営及び社会参加に関する支援活動を行い、精神障害者福祉に寄与することを目的としている。

したがって、精神障害者の社会適応訓練を行うことは、設立の目的に合致し、何人も知り得るところであるから、当該法人の名称が公になっても権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

不承認の記述については、当該法人の評価に関する情報であり、公になると事業活動に支障を及ぼすおそれがあるとも考えられる。

しかし、当該法人は、特定非営利活動法人であり、精神障害者福祉を通じて公益の増進に寄与しようとするものであるが、行政機関等の補助金や寄付金を受けており、その活動を広く明らかにすることが望ましいといえる。さらに、積極的な情報開示を通じて公益性を有する法人の活動内容の透明性が高まることによって、当該法人の活動に対する地域住民の理解を深め、公益的活動の一層の発展が期待される。

したがって、自由競争の中で利益を得て配当することを目的とした営利法人と異なり、当該法人は、不承認の記述を開示しても、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

以上から、法人の名称及び不承認の記述については、条例第7条第3号アに該当しない。

イ 代表者氏名、所在する市町名、管轄する保健所名

代表者氏名及び所在する市町名は、登記によって公にされており、所在する市町名に応じて管轄する保健所名は明らかになるのであるから、当該情報は、条例第7条第3号アに該当しない。

ウ 作業内容、作業者の受入可能人数

当該情報は、協力事業所登録申込書に記載されたものであるが、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、条例第7条第3号アに該当しない。

エ 不承認とした理由（平成17年5月13日開催分）

一般的に、当該情報は、公にすると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

しかし、法人の権利利益を害するおそれがあるかどうかは、法人の性質に応じて個別具体的に判断すべきであり、情報の項目だけから包括的又は一般的に判断すべきではない。

本件の開示請求の対象となった法人は、先にも述べたとおり、精神障害者の地域での生活を促進していくために、社会資源の設立、運営及び社会参加に関する支援活動を行い、精神障害者福祉に寄与することを目的に設立された特定非営利活動法人であり、公益性の見地から透明性が図られ、自由競争の中で利益を得て配当することを目的とした営利法人とは異なるものである。

本件公文書に記載された不承認の理由は、いずれも特定非営利活動法人であるがゆえの小規模性、非営利性と結びついたものと考えられ、そのこと自体は当該法人が持つ固有の性質であり、不承認の理由が公にされても、直ちに権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

したがって、当該情報は、条例第7条第3号アに該当しない。

オ 運営協議会の意見内容（平成17年7月8日開催分）

当該情報は、平成17年7月8日に開催された運営協議会における委員の質問及び意見である。登録の申込みを行った法人は、ここでの意見を基に不承認とされており、その性質はエの不承認とした理由と同様である。

したがって、当該情報を公にしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、条例第7条第3号アに該当しない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

実施機関は、運営協議会における審議内容は、委員による検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると主張しているため、条例第7条第5号に該当するか検討する。

条例第7条第5号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

一方、静岡県通院患者リハビリテーション運営協議会運営要綱第3(4)においては、運営協議会の「会議並びに会議に係る協議資料、議決事項及びその他関係資料は、非公開とする。」ものと規定している。

しかし、条例第7条第5号の該当性は、当該要綱に関わらず、運営協議会の性質や審議事項の内容に照らし、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるかを個別具体的に判断すべきである。

そこで、運営協議会で審議される内容を検討する。静岡県通院患者リハビリテーション事業実施要綱によると、「協力事業所の登録又は変更に係る審査」及び「訓練対象者の決定又は変更に係る審査」について、知事は運営協議会に意見を求めるものとされており、運営協議会では、協力事業所及び訓練対象者に関する情報について意見交換されるものである。通院患者リハビリテーション事業が精神障害者の社会適応訓練を行うものであることから、当該対象者の個人情報はいうまでもなく、協力事業所に関する情報の取扱いにも配慮が必要である。

したがって、運営協議会にあっては、一般に非公開で審議を行うことに理由があるものと認められる。

しかし、本件公文書は、協力事業所に関する情報と運営協議会の意見内容から構成されており、訓練対象者に関する情報は含まれていない。また、協力事業所に関する情報は、先に条例第7条第3号の該当性において検討したとおり、非開示情報に該当しないため、公にすることにより、当該法人に不利益を及ぼすおそれがあるとはいえない。さらに、運営協議会委員の氏名は記載されておらず、公表もされていないことから、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえず、記載内容から不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえない。

したがって、本件公文書における審議内容は、条例第7条第5号に該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 17 年 10 月 17 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 12 月 27 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 6 月 26 日	審議、第二部会へ付託	第 186 回
平成 18 年 7 月 31 日	第二部会において審議	第 187 回
平成 18 年 8 月 28 日	第二部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 188 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 186 回、第 188 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 186 回、第 188 回
小 野 森 男	弁護士	第 186 回、第 188 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 186 回～第 188 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 186 回～第 188 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 186 回～第 188 回